

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金について

町では、良好な生活環境の促進を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費を負担した方に対して、費用の一部を補助します。

- ▶対象
町内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた町内に住所を有する個人または団体
※ほかの団体から同様の補助金を受けている場合は対象外
- ▶補助対象費用
飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術(耳先カット術含む)にかかった費用
※診断の結果、不妊・去勢手術が不要となった場合にかかる費用および耳先カット術のみの費用は対象外
- ▶補助額
1頭につき **5,000** 円
※手術費用が補助額を下回る場合には、支払った額が補助額となります。また、予算額に達した時点で受付終了となります。



- ▶申請方法
不妊・去勢手術を受けさせた後10日以内、または令和7年3月10日(月)のいずれか早い日までに、必要書類を持参のうえ、生活環境エコタウン課へ直接申請してください。なお、ファクス、郵送等での申請はできません。
- ▶必要書類
○寄居町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付申請書兼口座振替依頼書
○事業報告書
○獣医師が発行した領収書の写し
○手術した猫の写真(耳先カット術を施したことが分かるもの)
※申請書兼口座振替依頼書等は、生活環境エコタウン課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線222)

特殊詐欺対策機器購入費補助金について

特殊詐欺とは、犯人が電話やはがき等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり「医療費の還付金が受け取れる」などと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させたりする犯罪の総称です。

町では、これらの被害の防止を図るため、特殊詐欺対策機能の付いた固定電話機や機器の購入費の一部を補助します。

- ▶対象
①町内在住の申請日時時点で65歳以上の方
②65歳以上の方を1人以上含む世帯に属する方
※この補助金の交付を受けたことがない方(その方と同一の世帯に属する家族を含む)
- ▶補助対象費用
呼び出し前に自動応答し、通話を録音する機能等を備えた特殊詐欺の対策のために開発された固定電話機および機器(特殊詐欺対策機器)の購入に要した費用
※令和6年4月1日以降に購入した機器が対象です。
※送料、設置に係る工事費用、購入後の保守等に係る費用等を除きます。
- ▶補助額
特殊詐欺対策機器購入費の **2分の1** (上限1万円)
※100円未満を切り捨てた額
- ▶申請期間／令和7年 **3** 月 **31** 日(月)まで
※予算額に達した時点で受付終了となります。

- ▶申請方法
次の①～⑤をお持ちのうえ生活環境エコタウン課へ申請してください。
①寄居町特殊詐欺対策機器購入費補助金交付申請書兼請求書
②購入した機器の機種、金額、購入日および支払いを確認することができる書類(領収書やレシート、保証書等)の写し
③購入した機器を設置したことが確認できる写真
④設置対象者の公的身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)の写し
⑤通帳の写し
※申請書兼請求書等は、生活環境エコタウン課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線221)

～動物は愛情と責任を持って飼いましょう～

9月20日～26日は動物愛護週間です！



動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めていただくため『動物の愛護及び管理に関する法律』では、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

動物(ペット)を迎え、正しく飼い、そして見送る。飼い主の心構え次第で、ペットの生涯は大きく変わります。ペットを飼う前も、飼ってからも、地域社会の中でペットと長く幸せに暮らすために「正しい飼い方のこと」を考えてみましょう。



犬の飼い主が守るべきこと
～犬に多いトラブルを防ぐために～

- ▶ほえ声が迷惑にならないように注意しましょう。
犬が頻繁にほえると、周囲の人にとっては迷惑になります。ほえる理由を見極めて、原因から対処することが大切です。しつけの本を読んだり、獣医師に相談したりしましょう。
- ▶ふん尿の始末を必ず行いましょう。
ふんをしたら、必ず家まで持ち帰りましょう。また、電柱等にオシッコをしたら、水で流すことが飼い主のマナーです。
- ▶屋外に犬を連れて行くときは、必ずリードをつけましょう。
犬の行動を制御できる人がリードを持ちましょう。普段はおとなしい犬でも、リードを放してしまうと逃げたり、人にかみついたりすることがあります。また、犬を屋外に連れ出す場合は、時間帯や場所にも配慮しましょう。



ペットのための災害対策 ～平常時から災害への備え～

災害は突然起こります。いざというとき、一緒に避難し、ペットの安全を守るには、平常時からの備えと心構えが最も大切です。災害に備えて次のことを行いましょう。

- 犬についての相談 熊谷保健所(☎523・2811)
- 猫についての相談 県動物指導センター(☎536・2465)
- その他 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線222)



猫の飼い主が守るべきこと
～猫に多いトラブルを防ぐために～

- ▶室内で飼いましょう
猫は室内で飼い、交通事故や猫同士の争いによるけが、感染症等の危険から守りましょう。ふん尿やごみを荒らす、鳴き声がうるさいなど、猫による周囲の人への迷惑をなくすことは、飼い主のマナーです。
- ▶不妊・去勢手術をして飼いましょう。
不妊・去勢手術をしないでいると、飼い主の知らない間に子猫が生まれることがあります。猫は年2～4回の妊娠が可能で、1回の出産で4～8匹生まれるといわれています。責任をもって世話ができる数なのかをよく考えましょう。
- ▶無責任な餌やりはやめましょう。
野良猫によるふん尿等の苦情が増加しています。無責任な餌やりや置き餌は、交通事故や感染症等の危険にさらされる猫を増やし、近隣トラブルも引き起こします。餌を与えるならば、飼い猫として責任を持って飼いましょう。

- 飼養ケージを固定するなどの人に準じた安全対策
- 家族や周囲の人たちとの災害に備えた話し合い
- ペットの十分なしつけと健康管理
- 迷子札やマイクロチップなどの所有明示
- ペット用の避難用品や備蓄品の準備